

総合評価落札方式
製品生産及び森林環境保全整備事業
(台山国有林1) に係る設計図書

岩手南部森林管理署

令和8年度 林分条件調査表

森林管理署	岩手南部森林管理署	
物件番号	1	
物件名	製品生産及び森林環境保全整備事業(台山国有林1)	

林小班	保安林種別等	主要樹種	林齢	事業区分	伐採方法	面積 ha	伐採率 %	平均胸高直径 cm	立木資材量			生産量			予定作業量													最寄り市町村からの距離 km	備考									
									本数	材積 m³	m³/本	N m³	L m³	計 m³	伐倒		集・造材		小運搬巻立			森林作業道作設		林地保全		土場作設等 h	砂利数量 m³			薬剤散布(スミハイ)ン m³	鉄板規格*枚数							
															方法	数量 m³	方式	数量 m³	フォワーダ片道運搬距離 m	数量 m³	グラブ付キトラク片道運搬距離 m	数量 m³	林地傾斜 緩・中・急	延長 m	2種編柵 m							緑化 m³						
593た1	水涵保	スギ	53	保育間伐(活用型)	列状間伐(1伐2残)	4.17	33	28	1,387	1,803	0.78	381	28	409	全木	1,803	プロセッサ	409	964	409															花巻市役所 石鳥谷総合支所	17.1	松くい虫被害地域のため6月～9月は伐採制限あり	
593た2	水涵保	スギ	48	保育間伐(活用型)	列状間伐(1伐2残)	5.14	33	24	2,407	1,236	0.51	530	21	551	全木	1,236	プロセッサ	551	767	551																16.7		
593た3	水涵保	スギ	47	保育間伐(活用型)	列状間伐(1伐2残)	4.10	33	24	1,657	1,725	0.58	218	48	266	全木	1,725	プロセッサ	266	426	266																16.7	松くい虫被害地域のため6月～9月は伐採制限あり	
593た4	水涵保	スギ	46	保育間伐(活用型)	列状間伐(1伐2残)	3.78	33	18	1,928	624	0.32	262	9	271	全木	624	プロセッサ	271	216	271																16.6		
600る1	水涵保	スギ	43	保育間伐(活用型)	列状間伐(1伐2残)	2.40	33	12	1,775	173	0.10	79		79	全木	173	プロセッサ	79	246	79																13.5		
600る2	水涵保	スギ	103	保護伐	皆伐	0.83	100	14	1,235	910	0.25	181	2	183	全木	910	プロセッサ	183	192	183																13.0	松くい虫被害地域のため6月～9月は伐採制限あり 植付は9/1～11/9までとする 地拵・植付(0.76ha)スギコン(1,450本)	
600か2	水涵保	スギ	69	保育間伐(活用型)	列状間伐(1伐2残)	12.03	33	18	6,150	2,762	0.28	480	156	636	全木	2,762	プロセッサ	636	781	636																15.1	松くい虫被害地域のため6月～9月は伐採制限あり	
603と1	水涵保	スギ	49	保育間伐(活用型)	列状間伐(1伐2残)	3.20	33	22	1,616	726	0.45	305	10	315	全木	726	プロセッサ	315	555	315																15.1	伐採は8/20以降に行うこと	
603と2	水涵保	アカマツ	106	経常	定性間伐	6.65	33	34	1,056	1,845	0.87	308	282	590	全木	1,845	プロセッサ	590	413	590																15.1	松くい虫被害地域のため6月～9月は伐採制限あり	
603る1	水涵保	スギ	39	保育間伐(活用型)	列状間伐(1伐2残)	3.11	33	18	1,388	903	0.35	197	24	221	全木	903	プロセッサ	221	233	221																	15.6	
603る3	水涵保	スギ	101	保護伐	皆伐	1.42	100	32	1,018	1,235	0.40	170	27	197	全木	1,235	プロセッサ	197	51	197																15.6	松くい虫被害地域のため6月～9月は伐採制限あり 植付は9/1～11/9までとする 地拵・植付(1.31ha)カラコン(3,150本)	
合計						46.83			21,617	13,943	0.65	3,111	607	3,718		13,943		3,718		3,718															砕石量内訳	0-80 = 39m³ 割栗 = 26m³		

- 量の端数は単位以下第1位を四捨五入し、単位止めとする。
- 面積は伐採面積とする。
- 森林作業道作設の林地傾斜欄は以下の区分とする。
緩: 0° ~ 20°、中: 20° ~ 30°、急: 30° 以上
- 森林作業道作設の土質等欄は、作設に当たり特に留意する必要がある場合に記載する。
- 最寄りの市町村役場(支所含む)からの距離欄は、物件番号毎の代表箇所について市町村役場を記入し、距離は単位以下第1位止めとする。
- 伐採箇所、土場、森林作業道作設予定線(既設集材路含む)、編柵および沢については、作業計画図に図示する。
- その他必要な項目があれば備考欄に記載する。

(案)

製品生産及び造林事業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 岩手南部森林管理署長 と請負者

とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和8年3月 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款、素材の検知業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	製品生産及び森林環境保全整備事業（台山国有林1）
案件内容・仕様	別紙契約内訳書のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和 年 月 日
契約期間	契約締結の翌日 ～ 令和9年2月15日
納入場所・履行場所	台山国有林 593た1林小班外10
契約保証金	免除
備考	別紙契約内訳書のとおり

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

甲 分任支出負担行為担当官
岩手南部森林管理署長

乙

契 約 内 訳 書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請 負 予 定 数 量 (m ³)	請負 予 定 単 価	請負予定金額	事 業 場 所	生産完了 検査場所
製品生産及び森林環境保全整備事業 (台山国有林1)	保育間伐 (活用型)	37.93	590		契約書のとおり	台山国有林 593た1林 小班外10	台山国有林 593た1林 小班外10
	保護伐 (皆伐) 経常 (間伐)	2.25	2,748				
	検知	6.65	380				
			(3,718)				
	機械地拵	(2.07)					
	植付	(2.07)					
	計	46.83	3,718				

(注)()の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 契約締結の翌日

至 令和9年2月15日

(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙1及び別紙2のとおり)

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

5 特約事項

別紙特約事項及び下記のとおり

- ・虫害時期においては、防虫対策として薬剤散布を行い製品の品質管理に努めること。
- ・特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
- ・林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。

請 負 事 業 内 記 書

林 小 班	伐 区	材 種	作 業 工 程	予 定 数 量 (m3)	備 考
593た1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	409	保育間伐（活用型）
593た2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	551	保育間伐（活用型）
593た3		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	266	保育間伐（活用型）
593た4		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	271	保育間伐（活用型）
600る1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	79	保育間伐（活用型）
600る2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	183	保護伐
600か2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	636	保育間伐（活用型）
603と1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	315	保育間伐（活用型）
603と2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	590	経常
603る1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	221	保育間伐（活用型）
603る3		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	197	保護伐
計				3,718	
593た1外			素材計測・ 計測検知・検尺	1,065	（1）の業務
593た1外			素材計測・ 計測検知・検尺	263	（2）の業務
593た1外			素材計測・ 計測検知・検尺	2,390	（5）の業務
計				3,718	

別紙

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力する。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

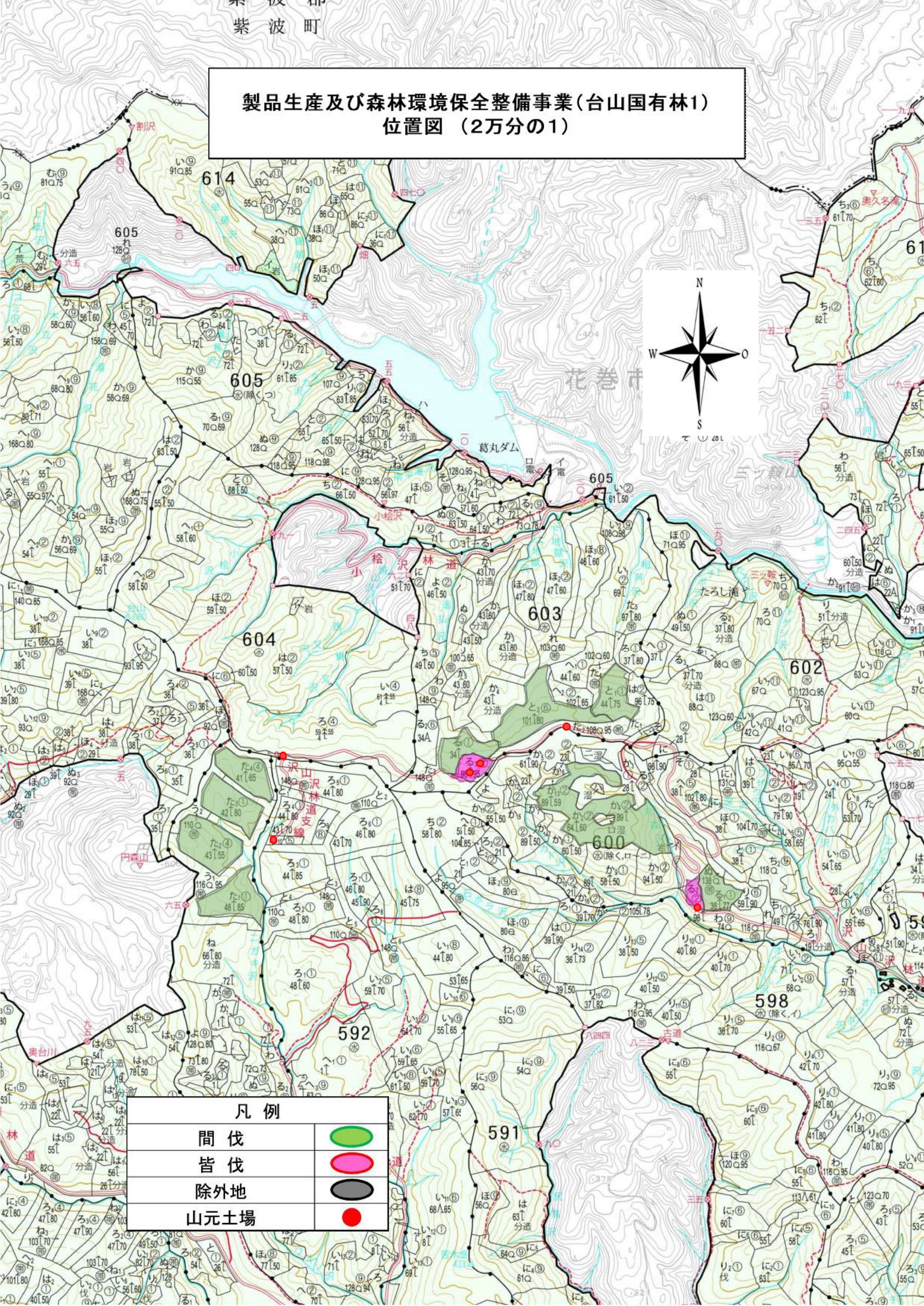
2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

製品生産及び森林環境保全整備事業(台山国有林1)
位置図 (2万分の1)

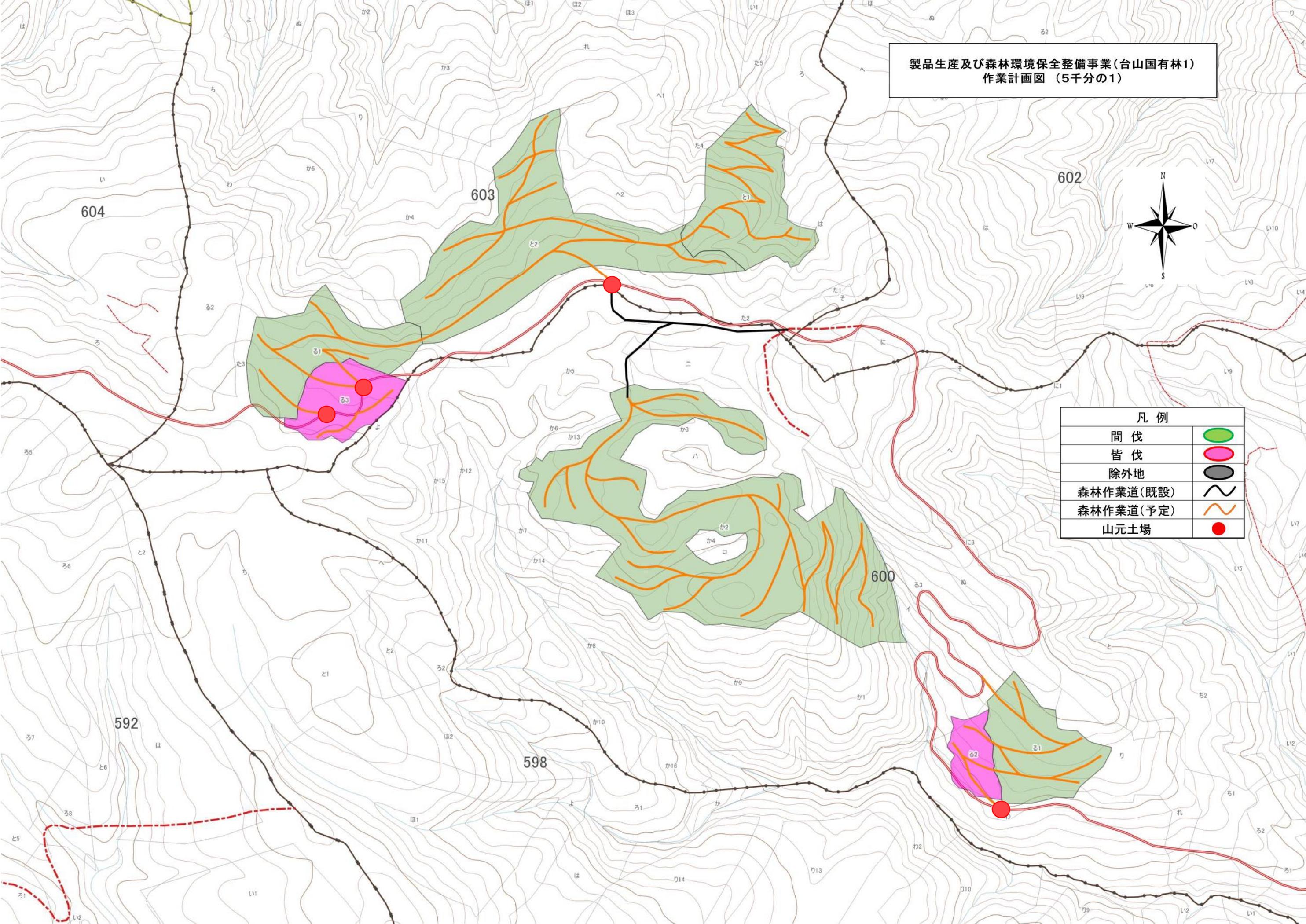


凡例	
間伐	
皆伐	
除外地	
山元土場	

製品生産及び森林環境保全整備事業(台山国有林1)
作業計画図 (5千分の1)



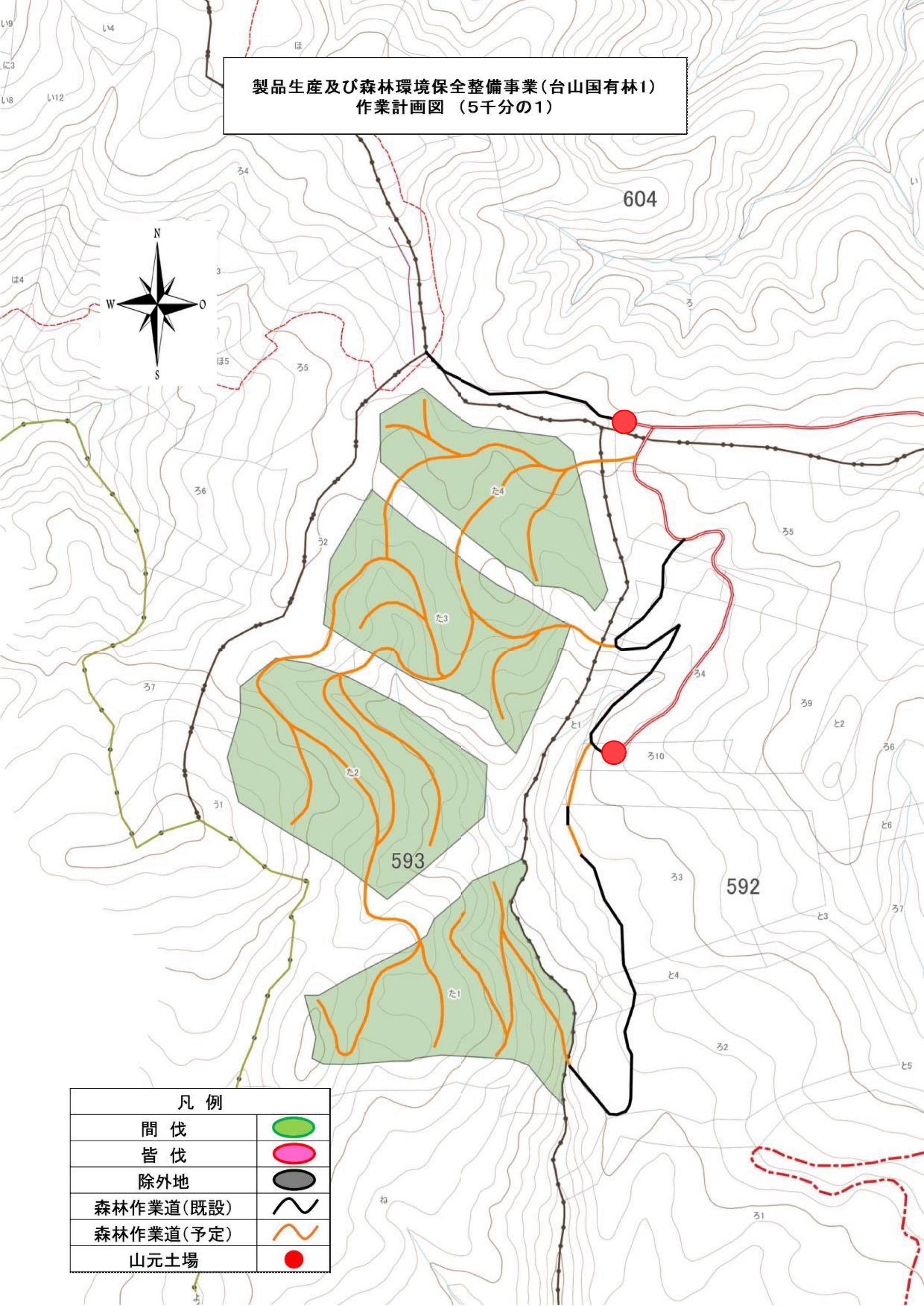
凡例	
間伐	
皆伐	
除外地	
森林作業道(既設)	
森林作業道(予定)	
山元土場	



製品生産及び森林環境保全整備事業(台山国有林1)
作業計画図 (5千分の1)



凡例	
間伐	
皆伐	
除外地	
森林作業道(既設)	
森林作業道(予定)	
山元土場	



特記仕様書

1. 保安林手続き

森林作業道の作設においては、事前に GPS を用いて現地を踏査し、予定路線に印をつけたうえで、作設する路線の申請を行うこと。伐採区域外の支障木が発生する場合には監督員に連絡し調査後速やかに申請を行うこと。

また、計画路線に変更が生じる場合は、計画路線の追加申請を行うこと。各月の作設状況を確認するため、毎月 5 日までに、作設した路線を記入した図面を提出すること。

契約後、入林を急ぐ場合は、当面作業予定の区域に絞って作設する路線の申請を行うこと。

2. 森林作業道の作設

伐区内において、岩石地や急傾斜地等、森林作業道を作設できないと判断される場合は、監督職員と対応を協議すること。

3. 水質汚濁低減等周辺環境への配慮

森林作業道の作設においては、なるべく沢沿いを避け、末木枝条、土砂等の流出を防ぎ、林地への分散排水により水質の汚濁防止に努めること。

やむを得ず沢を横断する場合は沢の汚濁防止措置を講じること。

4. 巻立作業における配慮

- 完成した桧は、一つの桧積として自立し安定していること。
- 桧と桧の間は検査に必要な間隔を確保し、木口が全て目視できる状態であること。
- 桧はトラックが積込み出来る位置に積むこと。
- 小運搬する場合の桧の巻立について、小運搬トラックが林道を塞いで材の運搬トラックが通行できない事例が発生しているため、巻立は林道の起点に近いところから順次行うこと。

5. 納品書等の提出

- 敷砂利や鉄板敷設等林分条件調査表に記載している使用材料については、事業完了前までに納品書等の証拠書類を提出するものとする。
- 土場作設のために重機を使用する際には、作業日の着手時及び終了時に表示板等に日時、作業内容等を記載のうえ、使用機械と作業場所が入った写真を撮影すること。時間管理は振動式タコメーターやアワーメーター等を用いて行い、日々の作業の開始時及び終了時に計器の数値が確認できる写真を撮影して提出すること。
- 苗木の納品書の写しについては、事業完了前までに監督員へ提出すること。

6. 実行記録写真について

実行記録写真の撮影については、製品生産事業請負実行管理基準の（別表）の撮影区分及び造林事業記録写真仕様書に定められている内容について、作業の種類毎に施工前、施工中、施工後の撮影を行い提出すること。

7. アカマツの伐採について

岩手県農林水産部「松くい虫対策としてのアカマツ伐採作業指針」（別紙）に従い作業を行うこと。

8. ナラ類の伐採について

岩手県農林水産部「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」（別紙）に従い作業を行うこと。

9. その他

本入札公告に記載している同種の事業実績期間および事業成績評価期間については、下記のとおりである。

- ・同種の事業実績期間 平成22年4月1日～令和7年3月31日
- ・事業成績評価期間 令和6年度及び令和5年度

10. 物件ごとの特記事項

603と1林小班については8月20日以降の作業とする。

植付は9月1日より11月9日の間に行うものとし、苗木については監督員の確認を受けてから植付を行うものとする。

舗装道路への土や砂利等による汚損を行わないよう注意すること。

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)
(改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)
(改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)
(改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)
(改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)
(改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)
(改正 令和 5 年 2 月 27 日森整第 745 号)

1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指 定 要 件	地 域 の 範 囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域区分	伐採時期	処 理 方 法			備 考
		造材丸太	残 材	枝 条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に林外に搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。 破砕は、チッパーにより行い、厚さ 15mm 以下とすること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよい。	最大径 20cm 以上のものは、1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよい。	1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
	2月 ～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
その他 の地域		通常の施業でよい。	左に同じ。	左に同じ。	

4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m 以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m 未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m 以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

1 目的

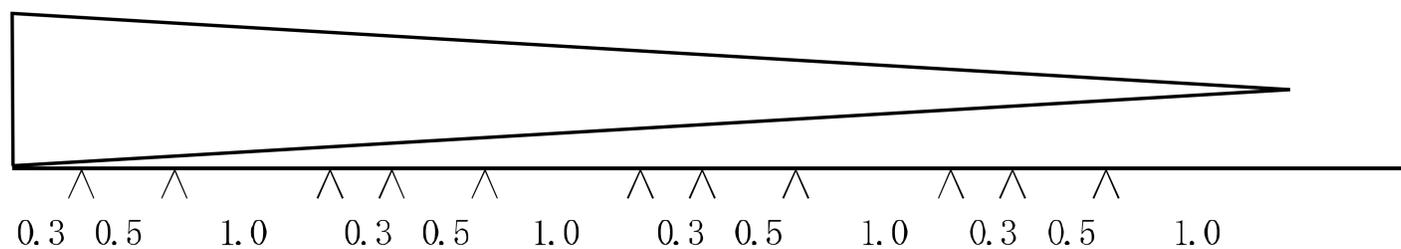
最近、アカマツの除間伐木や主伐残材あるいは、被害枯損木が松くい虫被害の増殖、感染源となっていることが明らかにされた。

このため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採作業指針」に基づいて作業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、作業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2 調査方法

- (1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。
- (2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。
- (3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

地方振興局名						担当者名							
林況・地況	所在地					事業区、林小班							
	樹種	林齢	年	平均胸高直径	cm	平均樹高	m						
	方位	標高	m	備考									
調査結果													
伐倒年月日	供試木の胸高直径	1.0m 材				0.5m 材				0.3m 材			
		供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数		
年 月 日	胸高直径	0	+	++	+++	0	+	++	+++	0	+	++	+++
年 月 日	No.1 No.2 計												
年 月 日	No.1 No.2 計												
年 月 日	No.1 No.2 計												
0 寄生なし + 1 匹 ++ 2～5匹 +++ 6匹以上		注) 1 判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。 2 カラフトとマダラは判別不能なので、区別しなくてもよい。 (林業技術センターで飼育して判定する) 3 寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない)											

ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

—岩手県農林水産部森林整備課—

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、積極的にナラ類を伐採利用しましょう！

- ・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要ですので、このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内**でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採する際の**時期**と被害材の**移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

被害地域（前年又は当年の被害木から2kmの範囲）は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

【なぜ？】

- ・ 6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・ 健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

補足1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前**に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。

2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性があります。

補足 1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破砕や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方所在先の振興局等**に対して**情報提供**し、**巡視活動の参考**とします。

【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破砕（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

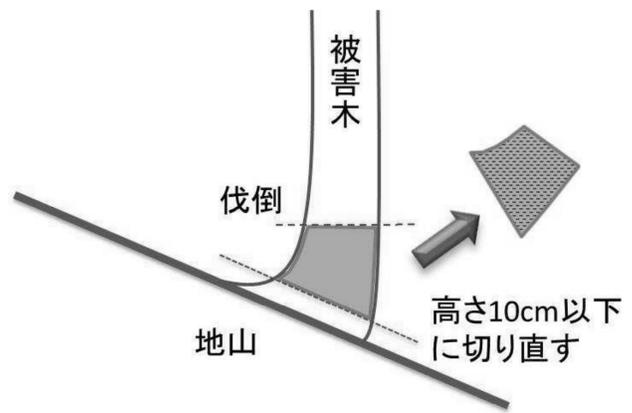
補足 2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課**にご相談下さい。

- しお
- 3 葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破砕、焼却等により処理してください。

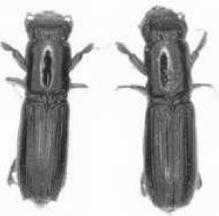
【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。

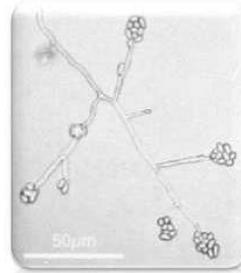


【ナラ枯れ被害とは？】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」(病原菌)によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ
右：メス 左：オス
体長は5mm程度



ナラ菌
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

【被害の特徴は？】



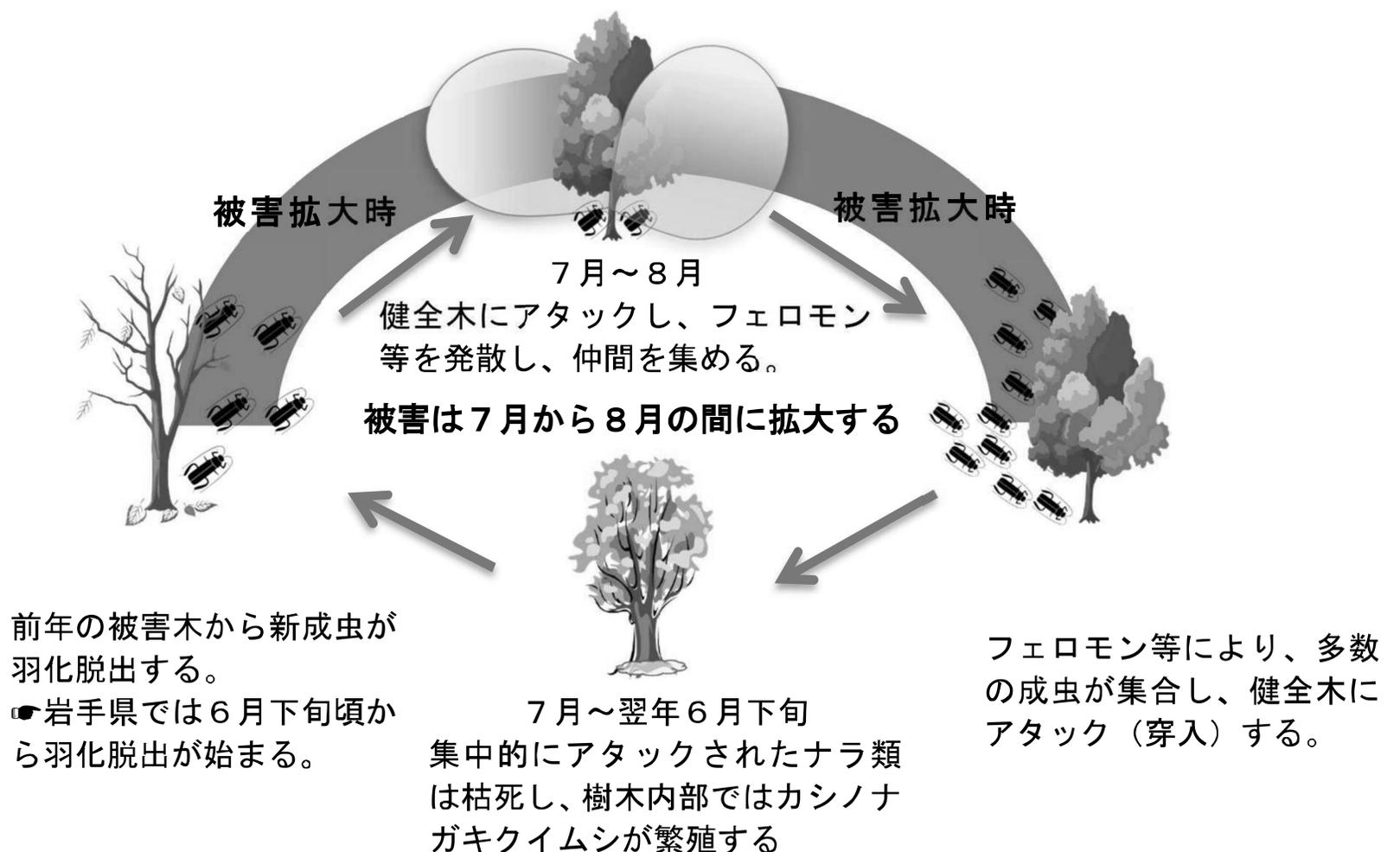
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：

(TEL — —)

住所：

氏名又は名称：

(TEL — —)

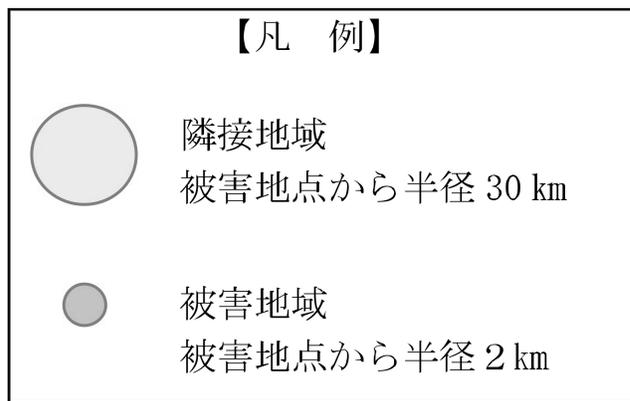
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限 年6月20日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れがありますので、処理期限までに、厚さ10mm以下に破碎(チップ化)又は焼却(炭化を含む)してください。

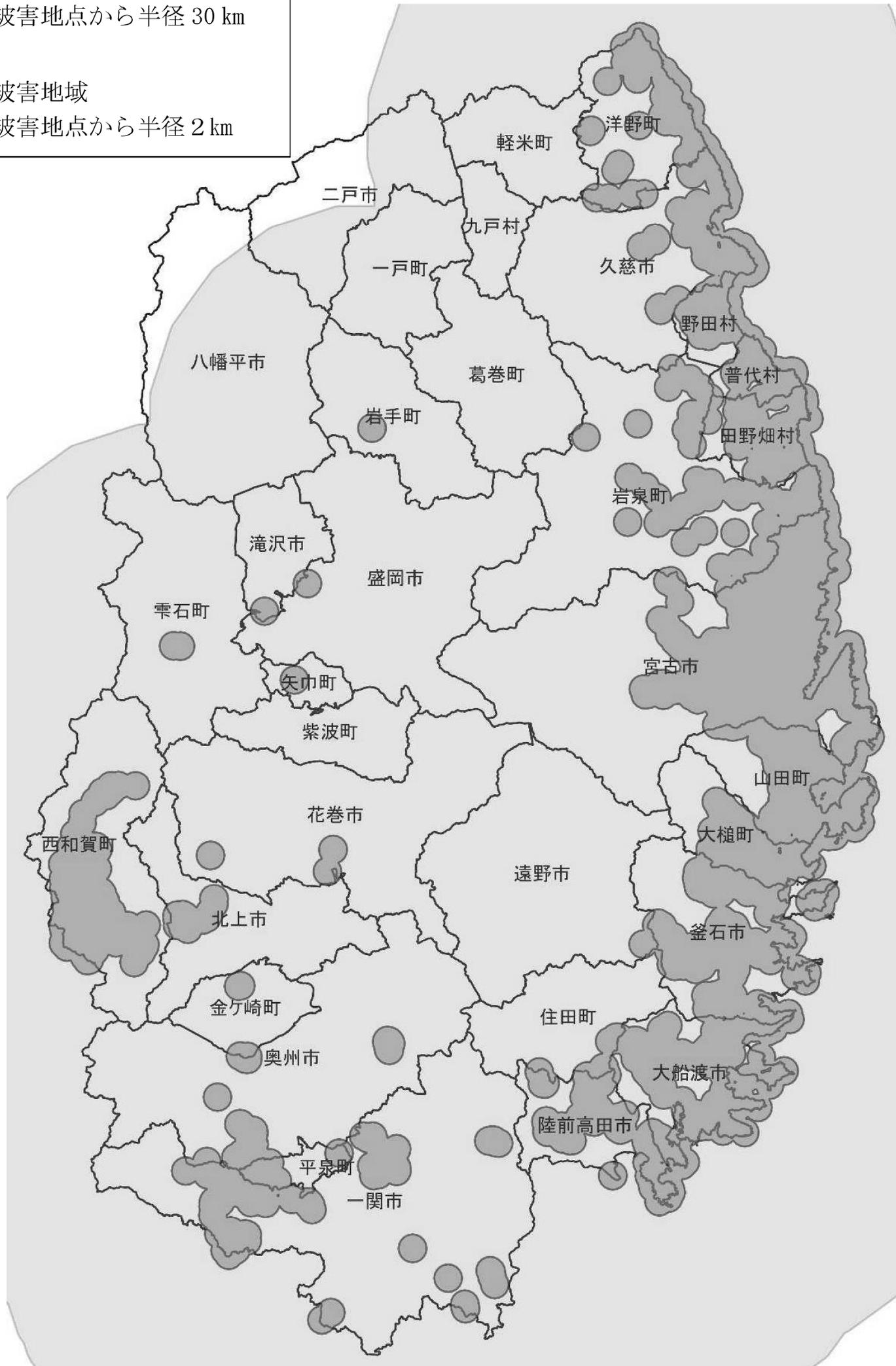
【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。(ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。)
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。(受領した通知書は巡視活動の参考とします。)

ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



- ・平成 28～令和 7 年 11 月末時点の被害
- ・花巻市は国有林の被害の一部も含む



この区域図は令和 7 年 11 月末現在のもので、状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

広域振興局・農林振興センター 一覧

窓 口	電話番号 (FAX番号)	住 所
盛岡広域振興局林務部 林業振興課	019-629-6613 (019-629-6624)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
県南広域振興局林務部 林業振興課	0197-22-2871 (0197-22-6194)	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 林業振興課	0198-22-4932 (0198-22-6714)	〒025-0075 花巻市花城町1-41
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933 (0198-62-9899)	〒028-0525 遠野市六日町1-22
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課	0191-26-1893 (0191-26-1875)	〒021-8503 一関市竹山町7-5
沿岸広域振興局農林部 農林調整課	0193-25-2704 (0193-27-2843)	〒026-0043 釜石市新町6-50
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課	0193-64-2215 (0193-64-4594)	〒027-0072 宮古市五月町1-20
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所	0194-22-3113 (0194-22-5173)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課	0192-27-9914 (0192-27-8543)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1
県北広域振興局林務部 林業振興課	0194-53-4984 (0194-53-2304)	〒028-8042 久慈市八日町1-1
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課	0195-23-9204 (0195-25-5652)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3